

2019年度からの就学援助の考え方について

経済的理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して学校生活に必要な経費の援助を行っている就学援助について、2019年度から3年間、以下のとおり経過措置を実施する。

1 就学援助非認定者に対する経過措置

就学援助を申請して非認定となった者（2018年10月に行われた生活保護基準の改定により所得超過となった者）のうち、改定前の生活保護基準（2018年度就学援助基準）を使用した再判定により認定となった児童・生徒に対し、経過措置として準要保護者と同様の就学援助を実施する。

2 支給費目

準要保護認定者と同様の費目について支給する。

〔定額支給〕

学用品費、新入学学用品費、クラブ活動費

〔実費支給〕

給食費、修学旅行費、移動教室費、校外活動費、校内鑑賞教室
卒業アルバム代、通学費（特別支援学級のみ）
医療費（学校保健安全法に定めのある疾病）

3 支給時期

準要保護認定者と同様に支給（資格については申請時まで遡及）、実費支給の費目については当該行事等の実施後に支給することとする。